

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部消費者センター (6614-7521)
処分担当名	市民局市民部消費者センター
処分の名称	消費者訴訟費用の(追加)貸付申請
概要	消費者保護条例第30条において「消費者が消費者訴訟を行う場合、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。」と規定し、貸付けについて下記審査基準のとおり要件(基準)を定めています。 また、施行規則において、貸付対象、訴訟費用の範囲、貸し付け限度額について下記審査基準のとおり規定するとともに、貸付申請に対する書類の審査や必要な調査を行い、大阪市消費者保護審議会の意見を聞いたうえで貸付の可否について判断することとしています。
根拠法令等 及び条項	大阪市消費者保護条例第30条 (昭和51年4月1日 条例第32号) (http://www.city.osaka.jp/Lnet/houseido/hogo/pdf/jourei.pdf)
審査基準	○消費者保護条例第30条において「消費者が消費者訴訟を行う場合、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。」と規定し、貸付けについて次のとおり要件(基準)を定めている。 (1) 多数の消費者が同一又は同種の原因に基づく被害を被り、又は被るおそれのあること (2) 当該訴訟に係る経費が被害額を超えるおそれがあること (3) 審議会のあっせん又は調停では解決できないこと (4) 審議会が援助することについて適当と認めること ○また、施行規則において、貸付対象、訴訟費用の範囲、貸し付け限度額について次のとおり規定するとともに、貸付申請に対する書類の審査や必要な調査を行い、大阪市消費者保護審議会の意見を聞いたうえで貸付の可否について判断することとしている。 第3条 条例第30条第1項に規定する消費者訴訟に要する費用(以下「訴訟費用」という。)の貸付けは、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。 (1) 市内に住所を有する消費者が消費者訴訟を提起し、又は提起することを決定している場合 (2) 市内に住所を有する消費者が事業者から消費者訴訟を提起されている場合 第4条 訴訟費用は、次に掲げるものをいう。 (1) 裁判手続費用 民事訴訟費用等に関する法律第2章の規定により裁判所に納める費用 (2) 弁護士費用 弁護士報酬 (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者訴訟に通常要すると市長が認める費用 第5条 訴訟費用に係る貸付金は、消費者訴訟1件につき審級ごとに250万円以内とし、申請の額の範囲内で市長が決定する。 2 訴訟費用に係る貸付金は、無利息とする。
標準処理期間	50日
経由日数	なし
提出先	消費者センター
提出時期	随時
提出方法	消費者訴訟費用貸付金(追加)貸付申請書(第3号様式)を消費者センターへ提出してください。
手数料	
相談窓口	消費者センター
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/Lnet/houseido/hogo/pdf/jourei.pdf
備考	

大阪市消費者保護条例（抄）

（消費者訴訟の援助）

第 30 条 市長は、消費者が消費者訴訟（商品等により被害を受けた消費者が当事者となる訴訟をいう。以下同じ。）を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- （1） 多数の消費者が同一又は同種の原因に基づく被害を被り、又は被るおそれがあること
- （2） 当該訴訟に係る経費が被害額を超えるおそれがあること
- （3） 審議会のあつせん又は調停では解決できないこと
- （4） 審議会が援助することについて適当と認めること

2 消費者訴訟に要する費用の貸付けについては、市規則で定める。

（貸付金の返還等）

第 31 条 前条の規定により消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該消費者訴訟が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

消費者保護条例施行規則（抄）

（貸付金の返還の猶予）

第 12 条 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の返還を猶予することができる。

2 借受者は、前項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟費用貸付金返還猶予申請書、（別記第 4 号様式）にその理由を証する書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、貸付金の貸付けの決定を受けた者が次の各号の 1 に該当するときは、その者に対する貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） 正当な理由がなく、第 7 条の規定による貸付金の貸付決定の通知を受けた日から起算して 3 箇月以内に当該消費者訴訟を提起しないとき
- （2） 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- （3） 虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき
- （4） 第 8 条の規定に基づき付した貸付けの条件に違反したとき

2 借受者は、前項の規定による貸付けの決定の取消しがあつたときは、貸付契約の定めるところにより当該取消しに係る額の貸付金を返還しなければならない。

消費者訴訟費用の貸付けに関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪市消費者保護条例（昭和51年条例第32号。以下「条例」という。）及び大阪市消費者保護条例施行規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）に規定にする訴訟費用の貸付けについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの決定)

第2条 規則第7条の規定により訴訟費用を貸付けること及び貸付額を決定したとき、又は規則第10条の規定により貸付金を追加して貸付けることを決定したときは消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定通知書（様式第1号）により通知することとする。

2 貸付申請に係る書類審査等の結果、訴訟費用を貸付けないことに決定した場合は、消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(貸付契約)

第3条 規則第9条第1項に規定する消費者訴訟費用貸付金貸付契約書は、別記様式第3号によるものとする。

(貸付金の返還の猶予)

第4条 規則第12条第2項に規定する貸付金の返還の猶予の申請があった場合、承認するときには、消費者訴訟費用貸付金返還猶予承認通知書（様式第4号）により通知し、承認しないときには、消費者訴訟費用貸付金返還猶予不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(貸付金の返還の免除)

第5条 規則第13条第2項に規定する貸付金の返還の免除の申請があった場合、承認するときには、消費者訴訟費用貸付金返還免除承認通知書（様式第6号）により通知し、承認しないときには、消費者訴訟費用貸付金返還免除不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第6条 規則第15条の規定により貸付金の貸付けの取消しを決定した場合は、消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定取消通知書（様式第8号）により通知し、貸付金を返還させるものとする。

附 則

この要領は、平成19年 3月20日から施行する。

(様式第1号)

大 市 民 第 号
平 成 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用の（追加）貸付けについては、次のとおり貸付けることに決定したので通知します。

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1 貸付決定額 | 円 |
| 2 貸付け決定額の内訳 | |
| (1) 裁判手続費用 | 円 |
| (2) 弁護士費用 | 円 |
| (3) 上記のほか訴訟に要する費用 | 円 |
| 3 貸付の条件 | |

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターI T M棟3階
大阪市消費者センター（管理担当）
電話 06-6614-7521

(表)

(様式第2号)

大 市 民 第 号
平 成 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用の（追加）貸
付けについては、次の理由により貸付けをしないことに決定しましたので通知します。

記

貸付けない理由

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階 大 阪 市 消 費 者 セ ン タ ー (管理担当) 電 話 0 6 - 6 6 1 4 - 7 5 2 1
--

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

(裏)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）ただし、この決定について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して 6 箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

(様式第3号)

消費者訴訟費用貸付金貸付契約書

貸主大阪市（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

(金銭の貸借)

第1条 甲は、乙に対し消費者訴訟費用として、以下の条項の約定により金 円を貸し付け、乙は、これを借り受ける。

(利息及び償還方法)

第2条 資金は、無利息とする。

2 乙は、当該貸付金に係る審級の訴訟が終了した翌日から起算して6箇月以内に資金の全額を一括して返還するものとする。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは、貸付金の返還の期限を猶予することができる。

(使用目的)

第3条 乙は、当該貸付金を消費者訴訟に要する経費に使用しなければならない。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、本契約に基づき成立する乙の金銭消費貸借上の債務を乙と連帯して保証する。

(即時返還)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲の請求により貸付金の全部又は一部を即時に返還しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、貸付金の貸付決定の通知を受けた日から起算して3箇月以内に当該消費者訴訟を提起しないとき
- (2) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき
- (4) 消費者訴訟費用貸付金貸付決定通知書に付した条件に違反したとき
- (5) 連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき
- (6) 当該貸付金に係る訴訟を取り下げたとき

(延滞金)

第6条 乙は、定められた返還期限までに正当な理由なく貸付金を返還しなかったときは、当該返還期限の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければならない。

(届出事項)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 当該貸付金に係る審級の訴訟が終了したとき

- (2) 当該消費者訴訟において、請求の内容を変更したとき
- (3) 乙の氏名又は住所の変更があったとき
- (4) 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更する必要があるとき

(訴訟の経過等の報告)

第8条 乙は、甲から当該貸付金に係る訴訟の進捗状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し資料の提出又は説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(補足)

第9条 本契約に定めのない事項については、大阪市消費者保護条例及び大阪市消費者保護条例施行規則の定めによるものとする。

2 前項によっても定めがない事項で疑義が生じたときは、甲・乙が協議して定める。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

貸主 甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 印

借主 乙 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

(様式第4号)

大 市 民 第 号
平 成 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金返還猶予承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還
の猶予については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

貸付金	総 額		円
	返 還 期 限		平成 年 月 日
返 還 猶 予	返還猶予金額		円
	返 還 期 限	平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階
大阪市消費者センター (管理担当)
電話 06-6614-7521

(表)

(様式第5号)

大 市 民 第 号
平 成 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金返還猶予不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還の猶予については、次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。

つきましては、返還期限までに貸付金を返還してください。

記

貸 付 金	総 額	円
	返 還 期 限	平成 年 月 日
承認しない理由		

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階
大 阪 市 消 費 者 セ ン タ ー (管理担当)
電 話 0 6 - 6 6 1 4 - 7 5 2 1

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

(裏)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）ただし、この決定について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して 6 箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

(様式第6号)

大 市 民 第 号
平 成 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金返還免除承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還の免除については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

貸付金総額		円
返還免除決定額		円
返 還 額		円
返 還 期 限	平成 年 月 日	

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階
大 阪 市 消 費 者 セ ン タ ー (管理担当)
電 話 0 6 - 6 6 1 4 - 7 5 2 1

(表)

(様式第7号)

大 市 民 第 号
平 成 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金返還免除不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました消費者訴訟費用貸付金返還の免除については、次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。

つきましては、返還期限までに貸付金を返還してください。

記

貸付金総額		円
返還免除申請額		円
承認しない理由		

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階
大阪市消費者センター (管理担当)
電話 06-6614-7521

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

(裏)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）ただし、この決定について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して 6 箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

(表)

(様式第8号)

大 市 民 第 号
平 成 年 月 日

様

大 阪 市 長

消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付決定取消通知書

平成 年 月 日付け（大市民第 号）で決定しました消費者訴訟費用貸付金（追加）貸付けについては、取り消すことに決定しましたので通知します。

つきましては、次のとおり貸付金を返還してください。

貸付金総額		円
返還請求額		円
返還期限	平成 年 月 日	
取消理由		

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階
大阪市消費者センター（管理担当）
電話 06-6614-7521

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を参照してください。

(裏)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）ただし、この決定について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して 6 箇月以内に、当該訴えを提起することができます。